

論 点 等 整 理 シ ー ト

部 局 名	法務省矯正局		
政 策 ・ 施 策 名	矯正処遇の適正な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ II-5-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 ・ II-5-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 		
事 業 名	受刑者就労支援体制等の整備		
予 算 額	平成24年度	平成25年度	
	661 百万円	585 百万円	
【事業予算についての論点等】			
<p>○懲役受刑者は、刑法第12条第2項の規定により、「所定の作業」を行う義務がある。 「所定の作業」= 刑務作業には、一般作業、自営作業、社会貢献作業、そして職業訓練があるが、その主体となっているものは一般作業である。 職業訓練は、受刑者に対し、職業に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させることを目的として実施する計画的・組織的な訓練であるが、職業訓練修了者と非受講者の再入率を比べた場合、職業訓練修了者の再入率が明らかに低く、職業訓練を修了し、出所後、就業に結び付けることが再犯防止に役立つものと伺える。 しかしながら職業訓練受講者は刑務作業に従事する受刑者の5パーセント程度に過ぎない。 →職業訓練受講者数の拡大を図ることができないか。</p> <p>○職業訓練の科目選定に当たっては、 ①社会一般の求人状況を反映するために有効求人倍率を調査 ②雇用主のニーズを把握するために協力雇用主※に対するアンケート調査の実施 ※協力雇用主・・・刑務所出所者等を積極的に雇用し、その者の改善更生を援助・協力する民間篤志事業家 ③雇用主のニーズを直接把握するために刑務作業契約企業、協力雇用主出席の就労支援検討会開催 等の方策を行い、職業訓練種目の拡充を図ってきた。 一方、近時の社会の雇用ニーズにマッチングしない訓練科目があるのではないかと懸念がある。 →雇用ニーズに沿った職業訓練科目の改廃が必要ではないか。</p> <p>○職業訓練受講者が出所後どのような職業についているのか、取得した資格等が就労に結びついていないかについては、統一的な情報収集機能が存在しない。 したがって、職業訓練科目や取得した資格が、一般社会において真に有用な知識及び技能の習得だったか否かについて検証する手立てがない。 →刑務所出所者等の就労状況について、統一的な情報収集を行い、調査検証体制を確立できないか。</p>			